

キャンセルプロテクション補償規定

(TRUST CLUB ワールドカード)

第1条 (当社の支払責任)

- ①三井住友トラストクラブ株式会社 (以下「当社」といいます) は、(a) カード会員、カード会員の配偶者またはカード会員の1親等以内の親族の死亡、傷害または疾病による入院、または、(b) カード会員、カード会員の配偶者またはカード会員の子供の傷害による通院 (以下この補償規定において「キャンセル事由」といいます) によって、カード会員が第3条 (特定のサービスの範囲) に規定する特定のサービスの提供を受けられなくなった場合に、カード会員またはカード会員の法定相続人がキャンセル費用を負担したことによって被った損害に対して、この補償規定に従い、補償金を支払います。
- ②この補償規定において入院とは、医師 (カード会員が医師である場合は、カード会員以外の医師をいいます。以下この補償規定において同様とします) による治療が必要な場合において、自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。
- ③第1項に規定するカード会員とカード会員以外の者との続柄は、キャンセル事由が生じた時におけるものをいいます。ただし、キャンセル事由が生じた日からその日を含めて30日以内にカード会員が婚姻の届出をした場合には、その配偶者をキャンセル事由が生じた時においてカード会員の配偶者であったものとみなします。

第2条 (カード会員の定義)

この補償規定におけるカード会員は、TRUST CLUB ワールドカード本会員および家族会員とします。

第3条 (特定のサービスの範囲)

第1条 (当社の支払責任) 第1項の特定のサービスとは、業として有償で提供されるサービスで、次の各号のいずれかに該当し、その料金を TRUST CLUB ワールドカードにより支払ったものに限り、

- (1) 国内旅行契約、海外旅行契約に基づくサービス
- (2) 旅館、ホテル等の宿泊施設の提供およびそれに付帯するサービス
- (3) 航空機、船舶、鉄道、自動車等による旅客の輸送
- (4) 宴会、パーティの用に供する施設の提供およびそれに付帯するサービス
- (5) 運動、教養等の趣味の指導、教授 (受講を含む) または施設の提供
- (6) 演劇、音楽、美術、映画等の公演、上映、展示、興行

第4条 (キャンセル費用の範囲)

- ①第1条 (当社の支払責任) 第1項のキャンセル費用とは、サービスの全部または一部の提供をうけられない場合に、取消料、違約料その他の名目において、当該サービスに係

る契約に基づき、払戻しをうけられない費用または支払を要する費用をいいます。また、購入したサービスの代金の一部をカードで支払った場合には、カードご利用控えの金額を限度にカードによる支払い額の割合を乗じた金額をお支払いします。

- ②前項のキャンセル費用は、カード会員に対して提供されるサービスに係る費用に限ります。ただし、カード会員がサービスの提供をうけられなくなった場合において、カード会員に同行するカード会員の配偶者や子もサービスの提供を受けられなくなったときは、配偶者や子に対して提供されるサービスに係る費用も含むものとします。ただし、2011年11月30日以前に発生したキャンセル費用については、子の費用は含みません。
- ③第1項のキャンセル費用は、サービスが複数の者に対して提供される場合には、カード会員に対して提供されるサービスに係るキャンセル費用として当社が認める金額に限ります。

第5条（サービスの提供される時期と支払責任の関係）

- ①当社は、次の各号に規定する期間内に提供されるサービスについて、キャンセル費用を負担した場合に限り、補償金を支払います。
 - (1) 死亡がキャンセル事由である場合には、死亡の日からその日を含めて31日以内。ただし、カード会員の死亡の場合には、この限りではありません。
 - (2) 入院がキャンセル事由である場合には、入院を開始した日からその日を含めて31日以内
 - (3) 通院がキャンセル事由である場合には、通院を開始した日からその日を含めて7日以内。ただし、2011年11月30日以前に開始した通院については、通院を開始した当日に限ります。
- ②当社は、前項に規定する期間が開始する前または同項に規定する期間が経過した後において、サービスの全部または一部の提供をうけられた場合またはうけられる場合には、補償金を支払いません。
- ③第3条（特定のサービスの範囲）のサービスのうち旅行に係るもので第5条（サービスの提供される時期と支払責任の関係）第1項に規定する期間内に旅行行程（旅行の目的で住居を出発してから住居に帰着するまでの連続した行程をいいます）が開始する場合には、同項に規定する期間が経過した後に当該旅行行程が終了する場合であっても、当該旅行に係るサービスは、同項に規定する期間内に提供されるサービスとみなします。

第6条（キャンセル事由の発生時期と支払責任の関係）

- ①当社は、第1条（当社の支払責任）第1項の特定のサービスを予約した後、当該サービスの提供をうける前にキャンセル事由が発生した場合に限り、補償金を支払います。
- ②前項の予約した日およびサービスの提供をうける日が明確でない場合には、当社は、補償金を支払いません。

第7条（キャンセル事由の原因の発生時期と支払責任の関係）

- ①当社は、2011年6月30日以前に、キャンセル事由の原因（カード会員、カード会員の

配偶者、カード会員の1親等以内の親族またはカード会員の子供について、第1条（当社の支払責任）第1項の死亡、入院または通院の直接の原因となった傷害の発生または疾病の発病をいいます）が生じていたためカード会員またはカード会員の法定相続人がキャンセル費用を負担したことによって被った損害に対しては、補償金を支払いません。

②前項の発病の認定は、医師の診断によります。

第8条（補償期間と支払責任の関係）

当社は、この補償規定の補償期間中（2011年7月1日以降）にキャンセル事由が発生した場合に限り、補償金を支払います。

第9条（補償金を支払わない場合）

①当社は、第1条（当社の支払責任）第1項の特定のサービスが、カード会員の職務遂行に関係するものである場合には、補償金を支払いません。

②当社は、次の各号に掲げる事由のいずれかによって生じた損害に対しては、補償金を支払いません。

- (1) カード会員の故意
- (2) 補償金を受け取るべき者の故意。ただし、その者が補償金の一部の受取人である場合には、他の者が受け取るべき金額については、この限りではありません。
- (3) カード会員の自殺行為、犯罪行為または闘争行為
- (4) カード会員の麻薬、あへん、大麻または覚せい剤等の使用。ただし、治療を目的として医師が用いた場合は、この限りではありません。
- (5) カード会員が法令に定められた運転資格（運転する地における法令によるものをいいます）を持たないで、または、酒に酔ってもしくは麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車または原動機付自転車を運転している間に生じた事故
- (6) 妊娠、出産、早産または流産による入院
- (7) けい頸部症候群（いわゆる「むちうち症」）または腰痛でいずれも他覚症状のないもの（原因の如何を問いません）
- (8) 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- (9) 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます）
- (10) 核燃料物質（使用済燃料を含みます。以下この号において同様とします）もしくは核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含みます）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
- (11) 前3号の事故に随伴して生じた事故またはこれらにともなう秩序の混乱に基づいて生じた事故

(12) 第 10 号以外の放射線照射または放射能汚染

第 10 条 (補償金の支払額)

当社が支払うべき補償金の額は、キャンセル事由の発生 1 回につき、第 4 条 (キャンセル費用の範囲) に規定するキャンセル費用の額から、カード会員の自己負担額 (1,000 円または当該キャンセル費用の額の 10% に相当する額のいずれか高い額をいいます。第 14 条 (他の保険契約等がある場合の補償金の支払額) 第 2 項において同様とします) を差し引いた額とします。

第 11 条 (カード会員 1 名あたりの支払補償金の限度)

当社が支払うべき補償金の額は年間 10 万円をもって限度とします。ただし、キャンセル事由がカード会員、カード会員の配偶者またはカード会員の子供の傷害による通院の場合は、年間 3 万円をもって限度とします。年間とは、毎年 6 月 1 日から翌年 5 月 31 日までの期間とします。

第 12 条 (損害防止義務)

- ① 第 1 条 (当社の支払責任) 第 1 項のキャンセル事由が発生した場合には、カード会員または補償金を受け取るべき者は、遅滞なく、サービスに関する契約を解除する等キャンセル費用の発生の防止または軽減につとめなければなりません。
- ② カード会員または補償金を受け取るべき者が当社の認める正当な理由がなく前項の規定に違反したときは、当社は、防止または軽減できたと認められる額を控除して補償金を支払います。

第 13 条 (回収金額の控除)

カード会員が負担したキャンセル費用について第三者により支払われた損害賠償金等の回収金があるときは、その額をカード会員が負担した第 1 条 (当社の支払責任) に規定する損害の額から差し引くものとします。

第 14 条 (他の保険契約等がある場合の補償金の支払額)

- ① 第 1 条 (当社の支払責任) の損害に対して保険金等を支払うべき他の保険契約等がある場合において、それぞれの補償規定または保険契約等について他の保険契約等がないものとして算出した支払責任額の合計額が損害の額をこえるときは、当社は、次の算式によって算出した額を補償金として支払います。

$$\text{損害の額} \times \frac{\text{他の保険契約がないものとして算出したこの補償規定の支払責任額}}{\text{他の補償規定または保険契約等がないものとして算出したそれぞれの補償規定または保険契約等の支払責任額}} = \text{補償金の支払額}$$

②前項の損害の額は、それぞれの補償規定または保険契約等にカード会員の自己負担額の適用がある場合には、そのうちもっとも低い自己負担額を差し引いた額とします。

第15条（当社の指定医による診察等の要求）

①当社は、第16条（事故等が発生した場合のカード会員の義務）第1項第1号の規定による通知または第17条（補償金の請求）第1項の書類を受け取った場合において、必要と認めるときは、当社が費用を負担して、当社の指定する医師によるカード会員、カード会員の配偶者、カード会員の1親等以内の親族またはカード会員の子供の身体の診察を行うことを、カード会員または補償金を受け取るべき者（これらの者の代理人を含みます。以下この条において同様とします）等の関係者に対して求めることができます。

②前項の規定による当社の申出について、カード会員または補償金を受け取るべき者が正当な理由がなくこれを拒んだときは、当社は、補償金を支払いません。

第16条（事故等が発生した場合のカード会員の義務）

①カード会員または補償金を受け取るべき者（これらの者の代理人を含みます。第2項において同様とします）は、事故等（第1条（当社の支払責任）の特定サービスの提供をうけられなくなった場合をいいます）が発生したことを知ったときは、次の各号に掲げる事項を履行しなければなりません。

(1) 第1条（当社の支払責任）第1項に規定するキャンセル費用の発生日時およびその内容、サービスを予約した日、予約したサービスに係る契約の内容ならびにサービスが提供される予定であった日時を、遅滞なく、当社に通知すること。この場合において、当社が書面による通知を求めたときは、これに応じなければなりません。

(2) 当社が、とくに必要とする書類または証拠となる物を求めた場合には、遅滞なく、これを提出すること。その他当社が行う損害の調査に協力すること。

②カード会員または補償金を受け取るべき者が当社の認める正当な理由がなく前項に規定する義務に違反したときは、当社は、補償金を支払いません。

第17条（補償金の請求）

①カード会員または補償金を受け取るべき者（これらの者の代理人を含みます。以下この条において同様とします）が補償金の支払を受けようとするときは、補償金請求書および次の各号に掲げる書類のうち当社が求めるものを提出しなければなりません。

(1) 当社の定める事故状況報告書

(2) サービスに係る契約書または契約の事実を証明する書類

(3) カード会員が負担したキャンセル費用の額を証明する書類

(4) カード会員との続柄を証明する戸籍謄本等の書類

(5) 死亡がキャンセル事由である場合には、死亡診断書または死体検案書

(6) 入院がキャンセル事由である場合には、入院日、入院日数および傷害または疾病の内容を証明する医師の診断書

- (7) 通院がキャンセル事由である場合には、通院日、傷害の内容を証明する医師の診断書
 - (8) 死亡または入院の直接の原因が疾病であるときは、その疾病が2011年7月1日以降に発病していることを証明する医師の診断書
 - (9) 当社がカード会員の病状・治療内容等について医師に照会し説明を求めることについての同意書
 - (10) カード利用時の売上傳票またはカード利用明細書
- ②当社は、前項の書類以外の書類の提出を求めることができます。
 - ③カード会員または補償金を受け取るべき者は、前2項の書類のほか、当社が損害査定のために必要と認める書類の提出を求めたときは、これに応じなければなりません。
 - ④カード会員または補償金を受け取るべき者が前3項の書類を提出しなかったとき、または提出書類に知っている事実を記載しなかったときもしくは不実の記載をしたときは、当社は、補償金を支払いません。

19-MK-0602-201907